

# 当別町強靱化計画 【第2期】

令和8年3月 策定

当 別 町

## 【目次】

第1章	はじめに	
1	国土強靱化とは	2
2	計画の策定趣旨	2
3	計画の位置付け	3
第2章	当別町強靱化の基本的考え方	
1	当別町強靱化の目標	4
2	本計画の対象とするリスク	5
第3章	脆弱性評価	
1	脆弱性評価の考え方	6
2	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	7
3	評価の実施手順	8
4	評価結果	8
第4章	当別町強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業の設定等	
1	施策プログラム策定の考え方	9
2	施策推進の指標となる目標値の設定	9
	【当別町強靱化のための施策プログラム一覧】	10
第5章	計画の推進管理	
1	計画の推進期間等	20
2	計画の推進方法	20
	【別表】 当別町強靱化に関する脆弱性評価	21
	策定・改訂履歴	33

## 第1章 はじめに

### 1 国土強靱化とは

大災害の都度、長時間かけて復旧・復興を図るという事後対応の繰り返しを避け、平時から大規模自然災害に対して備えるため、事前防災対策を行うことが重要である。

また、最悪の事態を念頭に置き、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を国家百年の大計として行っていく必要がある。

このような考え方のもとに、いかなる自然災害が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること。
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会を構築すること。

(出展：内閣官房国土強靱化推進室資料)

### 2 計画の策定趣旨

平成 23 年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱性が明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認識されることになりました。

こうした中、国においては、平成 25 年 12 月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「基本法」という。)が施行され、平成 26 年 6 月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」(以下「基本計画」という。)が閣議決定され、策定から 5 年が経過した令和元年 12 月には国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見などを反映した基本計画の見直しとともに、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」が閣議決定されたほか、令和 3 年度からは、国土強靱化の加速化・深化を図るため、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」が進められています。

また、北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」を平成 27 年 3 月に策定し、令和 2 年 3 月に計画の見直しが行われました。

この間、本町においても、東日本大震災や平成 28 年豪雨災害、平成 30 年胆振東部地震、令和 6 年 1 月の能登半島地震等の教訓を踏まえ、「当別町地域防災計画」の見直しをはじめ、防災・減災のための取組を強化してきたところです。

本町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、強靱化を図ることは、今後

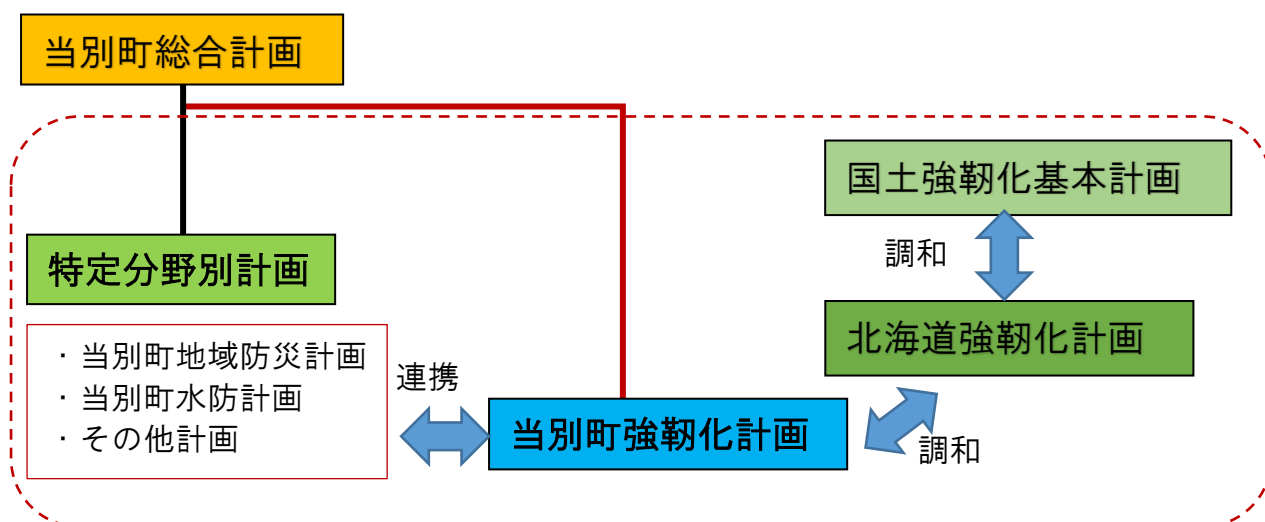
想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために必要であり、国、北海道、民間事業者、町民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければなりません。

こうした基本認識のもと、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和3年6月に「当別町強靱化計画」を策定しました。

そして、策定から5年が経過した令和8年3月に、本計画の見直しを行いました。

### 3 計画の位置付け

本町においては、町が取り組んでいる施策や方向性を示すまちづくりの最上位計画として、「当別町総合計画」を作成していますが、本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられています。このため、本町の総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進します。



## 第2章 当別町強靱化の基本的考え方

### 1 当別町強靱化の目標

当別町強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することにあります。

また、本町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組です。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本町の持続的成長につながるものでなければなりません。

本町の強靱化は、こうした見地から、本町のみならず国家的な課題として、国、道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要があります。以上の考え方を踏まえ、本町の強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「持続的成長を促進する」という3つの目標に配慮しつつ、次の3つを本町独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとします。

#### 当別町強靱化の目標

- (1) 大規模自然災害から町民の生命、財産及び社会経済機能を守る
- (2) 当別町の強みを生かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する
- (3) 当別町の持続的成長を促進する

## 2 本計画の対象とするリスク

強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定されますが、「北海道強靱化計画が首都直下型地震、南海トラフ地震や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とします。

また、大規模自然災害の範囲については、目標（１）に掲げる「町民の生命、財産及び社会経済機能を守る」という観点から、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに目標（２）に掲げる「国・北海道全体の強靱化に貢献する」という観点から、町外における大規模自然災害においても、当別町として対応するリスクの対象とします。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示します。

### 2-1 本町における主な自然災害リスク

#### （１）地震

国立研究開発法人防災科学研究所が公表している、「地震ハザードカルテ 2024 基準」によると、当別町内で今後 30 年以内に震度 6 弱の地震が発生する確率は 10%程度、同じく震度 6 強が 2%程度となっている。

- 当別断層帯の発生確率 …… M7.9 程度、30 年以内に 0%～2%以下
- 石狩低地東縁断層帯南部の発生確率…M7.7 程度以上、30 年以内に 0.2%以下

地震被害想定結果における当別町の最大被害想定（平成 30 年 2 月北海道公表）

- 当別断層帯…最大震度 6.6 建物被害 1,429 棟（半壊含む）人的被害 209 人  
上水道被害 5,802 世帯（発災 2 日後の断水世帯）  
道路被害 111 箇所 橋梁被害 9 箇所

#### （２）豪雨／暴風雨／竜巻

- 過去 30 年の北海道への台風接近数は、年平均 2 個（全国平均約 11 個）と比較的少ないが、これまでも昭和 56 年の低気圧前線と台風による大水害をはじめ、前線性降雨や台風による河川の氾濫による災害が発生している

#### （３）豪雪／暴風雪

- 特別豪雪地帯である本町では、大雪や暴風雪による交通障害が頻繁に発生している

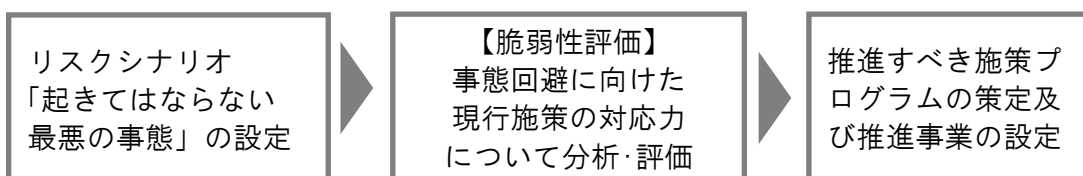
## 第3章 脆弱性評価

### 1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されています。

本町としても、本計画に掲げる当別町強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施しました。

#### 【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



#### 【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・ 過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施

## 2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など本町の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、本町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、6つのカテゴリーと19の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

### 【リスクシナリオ 19の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生
		1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3 突発的又は広域的な洪水・ため池の損壊、防災インフラの機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生
		2-3 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生
3	行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の低下や、警察機能の低下による治安の悪化、社会の混乱
4	経済活動の機能維持	4-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
		4-2 町外との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響
		4-3 食料の安定供給の停滞に伴う、住民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信網や電力等ライフライン・交通ネットワークの確保	5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶
		5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
		5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-4 地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
6	迅速な復旧・復興等	6-1 事前復興ビジョンや地域合意の欠如、災害廃棄物の処理、仮設住宅等の整備の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの機能低下

### 3 評価の実施手順

---

前項で定めた 19 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行いました。

### 4 評価結果

---

脆弱性評価の結果は、別表「当別町強靱化に関する脆弱性評価」のとおり。

## 第4章 当別町強靱化のための施策プログラムの策定等

### 1 施策プログラム策定の考え方

---

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、本町における強靱化施策の取組方針を示す「当別町強靱化のための施策プログラム」を策定します。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するための、19の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめます。

### 2 施策推進の指標となる目標値の設定

---

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定します。原則として、目標年次は計画の最終年である令和12年とします。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置付けます。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行います。

## 【当別町強靱化のための施策プログラム一覧】

### 1. 人命の保護

#### 1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

##### (住宅・建築物等の耐震化)

- 役場庁舎建て替えの検討【事業推進課】
- 地域集会施設の改修、修繕の支援【財政課】
- 町営住宅等の管理運営・新築・整備【建設課】
- 耐震診断補助金【建設課】

##### (建築物等の老朽化対策)

- 空き宅地環境保全の啓発【環境生活課】
- 火葬場（みどりヶ丘葬苑）の火葬炉設備の修繕等による適切な維持管理【環境生活課】
- 役場庁舎建て替えの検討【事業推進課】（再掲）
- 地域集会施設の改修、修繕の支援【財政課】（再掲）
- 「当別町公園施設長寿命化計画」の見直し及び長寿命化事業の実施【建設課】
- 公園・緑地の整備と維持管理【建設課】
- 指定避難所となる学校施設の計画的な改修（トイレ、教室等）【学校教育課】
- 「当別町公共施設等総合管理計画」の見直し【財政課】

##### (地盤等の情報共有)

- 大規模盛土造成地の滑動崩落や液状化等の調査・対策検討【事業推進課】
- 大規模盛土造成地マップ及び液状化ハザードマップの作成・公表【事業推進課】
- 洪水・土砂災害・地震など防災ハザードマップの改定・見直し【危機対策課】

#### 1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

##### (警戒避難体制の整備)

- 洪水・土砂災害・地震など防災ハザードマップの改定・見直し【危機対策課】（再掲）
- 各種防災訓練の実施及び地区防災計画策定の支援【危機対策課】
- 最適な ICT など、多様な情報環境を活用した災害時における迅速な情報手段拡充の検討【危機対策課・消防】
- 第5世代移動通信システム（5G）や IoT 等の積極的な利活用【デジタル都市推進課】

**(砂防設備等の整備)**

- 農業農村整備事業【農務課】
- 基幹水利施設管理事業【農務課】
- 農村地域防災減災事業【農務課】
- 農業水路等長寿命化防災・減災事業【農務課】
- 治山事業による山地防災力強化及び間伐や再造林等の森林整備事業の推進【ゼロカーボン推進室】
- 土砂災害警戒区域・山地災害危険地区等における対策の検討及び周知【危機対策課・ゼロカーボン推進室・建設課】

**《指 標 (現状値)》**

- ・土砂災害ハザードマップの策定状況 策定済み (必要に応じ見直し検討)

**1-3 突発的又は広域的な洪水・ため池の損壊、防災インフラの機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生**

**(洪水・内水ハザードマップの作成)**

- 洪水・土砂災害・地震など防災ハザードマップの改定・見直し【危機対策課】(再掲)
- 各種防災訓練の実施及び地区防災計画策定の支援【危機対策課】(再掲)
- 内水ハザードマップの作成・見直し【危機対策課】

**(河川改修等の治水対策)**

- 河川の整備【建設課】
- 下水道施設の整備【上下水道課】

**(ため池の防災対策)**

- 農業農村整備事業【農務課】(再掲)
- 基幹水利施設管理事業【農務課】(再掲)
- 農村地域防災減災事業【農務課】(再掲)
- 農業水路等長寿命化防災・減災事業【農務課】(再掲)

**《指 標 (現状値)》**

- ・洪水ハザードマップの策定状況 策定済 (H18、H28、R2 更新。必要に応じ見直し検討)
- ・内水ハザードマップの策定状況 R8 以降策定 (R7 内水浸水想定区域図作成)
- ・防災重点ため池のハザードマップの策定状況 策定済 (必要に応じ見直し検討)

## 1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

### (暴風雪時における道路管理体制の強化)

- 最適な ICT など、多様な情報環境を活用した災害時における迅速な情報手段拡充の検討【危機対策課・消防】(再掲)
- 第5世代移動通信システム(5G)やIoT等の積極的な利活用【デジタル都市推進課】(再掲)
- 歩道の整備、信号機、横断歩道の整備要望【環境生活課・建設課】
- 除排雪事業及び除雪機械の充実【建設課】
- 防雪施設の整備促進【建設課】
- 国道・道道の整備促進要望【建設課】
- 町道・都市計画道路の整備【事業推進課・建設課】
- 橋梁の長寿命化修繕事業【建設課】
- 「当別町立地適正化計画」や「当別町都市計画マスタープラン」の見直しに伴う都市計画道路の事業【事業推進課】
- 雪堆積場の設置及び管理運営【建設課】(再掲)

### (除雪体制の確保)

- 除排雪事業及び除雪機械の充実【建設課】(再掲)
- 国道・道道の整備促進【建設課】(再掲)
- 町道・都市計画道路の整備【建設課】(再掲)
- 高齢者等への緊急通報・除雪・配食サービス事業【介護課】

## 2. 救助・救急活動等の迅速な実施

### 2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

#### (防災訓練等による救助・救急体制の強化)

- 各種防災訓練の実施及び地区防災計画策定の支援【危機対策課】(再掲)
- 救急救助体制を含む消防体制の強化【消防】

#### (救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

- 最適な ICT など、多様な情報環境を活用した災害時における迅速な情報手段拡充の検討【危機対策課・消防】(再掲)
- 第5世代移動通信システム(5G)やIoT等の積極的な利活用【デジタル都市推進課】(再掲)
- 消防車両・消防水利・消防通信施設の整備【消防】
- 高齢者等への緊急通報・除雪・配食サービス事業【介護課】(再掲)

#### (消防団活動の促進)

- 消防団の機能強化の促進【消防】

### 2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生

#### (保健所機能の充実)

- 在宅医療・介護連携推進事業【介護課】
- 予防接種事業【保健福祉課】
- 健康づくり事業【保健福祉課】
- ごみ・し尿処理の広域連携【環境生活課】
- 災害廃棄物処理計画の策定【環境生活課】

#### (災害時における福祉的支援)

- 当別町 SOS ネットワーク事業【介護課】(再掲)
- 当別町社会福祉協議会への支援【保健福祉課】
- 認知症総合支援事業【介護課】(再掲)
- 高齢者等への緊急通報・除雪・配食サービス事業【介護課】(再掲)
- 日中一時支援事業【介護課】
- 介護サービス事業の運営【介護課】
- 障害福祉サービス事業の運営【介護課】

## 2-3 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

### (物資供給等に係る連携体制の整備)

- 民間団体との連携や協定の締結による防災資機材及び備蓄品の確保  
【危機対策課】(再掲)

### (非常用物資の備蓄促進)

- 防災備蓄整備事業【危機対策課】(再掲)
- 産地生産基盤パワーアップ事業【農務課】

## 2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生

### (避難所等の指定・整備・普及啓発)

- 防災備蓄整備事業【危機対策課】(再掲)
- 総合訓練や各種自主防災組織(町内会)による訓練など、各種防災訓練の実施および地区防災計画策定の支援【危機対策課】(再掲)

### (避難所等の生活環境改善・健康等への配慮)

- 避難所における感染症対策の充実・強化【危機対策課】
- 防災備蓄整備事業【危機対策課】(再掲)
- 指定避難所となる学校施設の計画的な改修(トイレ、教室等)【学校教育課】(再掲)

### (積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

- 応急仮設住宅の整備事業【危機対策課】
- 総合訓練や各種自主防災組織(町内会)による訓練など、各種防災訓練の実施および地区防災計画策定の支援【危機対策課】(再掲)
- 防災備蓄整備事業【危機対策課】(再掲)

### 3. 行政機能の確保

#### 3-1 町内外における行政機能の低下や、警察機能の低下による治安の悪化、社会の混乱

##### (災害対策本部機能等の強化)

- 地域防災計画の改定【危機対策課】
- 役場庁舎建て替えの検討【事業推進課】(再掲)
- 最適なICTなど、多様な情報環境を活用した災害時における迅速な情報手段拡充の検討【危機対策課・消防】(再掲)
- 第5世代移動通信システム(5G)やIoT等の積極的な利活用【デジタル都市推進課】(再掲)
- 再生可能エネルギーの利活用【ゼロカーボン推進室】

##### (広域応援・受援体制の整備)

- 姉妹都市(大崎市、宇和島市)、歴史兄弟都市(伊達市)との都市交流の推進【総務課】
- さっぽろ連携中枢都市圏における広域連携事業の検討・実施【企画課】

##### (政府機能等のバックアップ)

- 最適なICTなど、多様な情報環境を活用した災害時における迅速な情報手段拡充の検討【危機対策課・消防】(再掲)
- 通信環境の多重化の整備【危機対策課】

### 4. 経済活動の機能維持

#### 4-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

##### (リスク分散を重視した企業立地等の促進)

- 企業立地促進条例に基づく優遇制度を活用した企業誘致【産業振興課】
- 企業誘致に向けたインフラの整備【事業推進課、産業振興課】

##### (企業の業務継続体制の強化)

- 当別町商工会と連携した中小企業の業務継続計画の策定支援【産業振興課】
- 中小企業融資制度の活用促進【産業振興課】

##### 《指標(現状値)》

・ 創業件数            81件(R7)    ⇒    86件(目標値)

## 4-2 町外との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響

### (陸路における流通拠点の機能強化)

- 民間団体との連携や協定の締結による物資輸送の確保【危機対策課】
- 除排雪事業の充実【建設課】(再掲)
- 最適なICTなど、多様な情報環境を活用した災害時における迅速な情報手段拡充の検討【危機対策課・消防】(再掲)

## 4-3 食料の安定供給の停滞に伴う、住民生活・社会経済活動への甚大な影響

### (食料生産基盤の整備)

- 当別町農業総合支援センターの運営支援【農務課】
- 強い農業・担い手づくり総合支援交付金の活用【農務課】
- スマート農業の普及【農務課】
- 農地耕作条件改善事業【農務課】
- 産地生産基盤パワーアップ事業【農務課】(再掲)
- 畜産クラスター事業【農務課】

### (地産食料品の販路拡大)

- 消費拡大事業への支援【産業振興課】

### 《指 標 (現状値)》

・農業産出額 97億円 (R7) ⇒ 100億円 (目標値)

## 4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

### (森林の整備・保全)

- 治山事業による山地防災力強化及び間伐や再造林等の森林整備事業の推進【ゼロカーボン推進室】(再掲)
- 林道の維持管理や新規路線の開設を含めた路網整備の充実【ゼロカーボン推進室】

### (農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地耕作条件改善事業【農務課】(再掲)
- 産地生産基盤パワーアップ事業【農務課】(再掲)
- 畜産クラスター事業【農務課】(再掲)

## 5. 情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保

### 5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶

#### (関係機関の情報共有化)

- 第5世代移動通信システム(5G)やIoT等の積極的な利活用【デジタル都市推進課】(再掲)
- 通信環境の多重化の整備【危機対策課】(再掲)

#### (住民等への情報伝達体制の強化)

- 最適なICTなど、多様な情報環境を活用した災害時における迅速な情報手段拡充の検討【危機対策課・消防】(再掲)
- 気象観測及び河川情報監視システムの導入とデータの活用、緊急情報の発信【危機対策課】

#### (外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策)

- 通信環境の多重化の整備【危機対策課】(再掲)
- 地域ネットワークの構築【保健福祉課】
- 災害情報の可視化【危機対策課】
- 防災訓練や防災学習の充実【危機対策課】

#### (地域防災活動、防災教育の推進)

- 町内会等との連携【環境生活課】
- 防災訓練や防災学習の充実【危機対策課】(再掲)

#### 《指 標 (現状値)》

- ・自主防災組織の結成率 90.7% (R7) ⇒ 100% (目標値)
- ・災害等情報伝達手段(メール・アプリ)の登録件数  
5,250 (R7) ⇒ 5,500 (目標値)

### 5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

#### (再生可能エネルギーの導入拡大)

- 民間活力を生かした木質バイオマスエネルギー利用の検討【ゼロカーボン推進室】
- 自立分散型のエネルギー活用体制の構築【ゼロカーボン推進室】
- 廃棄物系バイオマス等の未利用資源の活用検討【ゼロカーボン推進室】
- 水素など次世代エネルギーの活用検討【ゼロカーボン推進室】

**(電力基盤等の整備)**

- 自立分散型のエネルギー活用体制の構築【ゼロカーボン推進室】(再掲)
- 道路照明・施設等のLED化【環境生活課】

**(石油燃料供給の確保)**

- 当別町石油協会などとの連携強化【危機対策課】

**5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止**

**(水道施設等の防災対策)**

- 石狩西部広域水道企業団水道用水供給事業【上下水道課】
- 上下水道施設整備事業【上下水道課】
- 必要に応じた上下水道の区域・計画の見直し【上下水道課】

**(下水道施設等の防災対策)**

- 上下水道施設整備事業【上下水道課】(再掲)
- 必要に応じた上下水道の区域・計画の見直し【上下水道課】(再掲)

**5-4 地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生**

**(交通ネットワークの整備)**

- 当別町コミュニティバス(当別ふれあいバス)の運行【企画課】
- 月形当別線バス運行事業【セールス戦略課】
- モビリティ・マネジメントの実施【企画課】
- 当別版【Local MaaS】(「とべナビ」アプリ等)の運用【企画課】
- JR 札沼線整備促進要望活動(快速化および増便など)【セールス戦略課】
- 国道・道道の整備促進要望【建設課】(再掲)

**(道路施設の防災対策等)**

- 町道・都市計画道路の整備【建設課】(再掲)
- 橋梁の長寿命化修繕事業【建設課】(再掲)

**(鉄道の機能維持・強化)**

- JR 札沼線整備促進要望活動(快速化および増便など)【セールス戦略課】(再掲)

## 6. 迅速な復旧・復興等

### 6-1 事前復興ビジョンや地域合意の欠如、災害廃棄物の処理、仮設住宅等の整備の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

#### (災害廃棄物の処理体制の整備)

- 災害廃棄物処理計画の策定【環境生活課】(再掲)
- 地域防災計画の改定【危機対策課】(再掲)

#### (仮設住宅など生活基盤等の迅速な確保)

- 民間団体との仮設住宅にかかる応援協定の強化【危機対策課】

### 6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの機能低下

#### (災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 地域ネットワークの構築【保健福祉課】
- 女性が活躍するまちづくり【社会教育課】
- 当別町社会福祉協議会への支援【保健福祉課】(再掲)
- 当別町建設協会との災害協定【危機対策課・建設課】
- 当別町輸送事業協同組合との災害協定【危機対策課・建設課】
- 公益社団法人日本水道協会北海道地方支部災害時相互応援に関する協定【上下水道課】
- 災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定【上下水道課】
- 災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定【上下水道課】

#### (行政職員等の活用促進)

- 資質向上のための職員研修・訓練の実施【危機対策課】

#### (地域コミュニティ機能の維持・活性化)

- 町内会等との連携【環境生活課】(再掲)
- 地域集会施設運営への支援【環境生活課】
- 障がい者のいる世帯や独居高齢者等への地域支援の強化【介護課】

## 第5章 計画の推進管理

### 1 計画の推進期間等

計画期間は、社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は5年（令和8年度から令和12年度まで）とする。

また、本計画は、当別町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

### 2 計画の推進方法

#### 2-1 施策ごとの推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策ごとの推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策ごとの進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

#### 《 施策ごとの推進管理に必要な事項 》

- ・ 当該施策に関する庁内の所管部局、国の関係府省庁、道の関係部局
- ・ 計画期間における施策推進の工程
- ・ 当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- ・ 当該年度における予算措置状況
- ・ 当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
- ・ 指標の達成状況 等

#### 2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、当別町強靱化のスパイラルアップを図っていく。

## 【別表】 当別町強靱化に関する脆弱性評価

### 1 人命の保護

1—1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生
<p><b>【評価結果】</b></p> <p><b>（住宅・建築物等の耐震化）</b></p> <p>○住宅及び耐震診断が義務付けられているホテルや旅館など民間の大規模建築物の耐震診断や改修等に係る支援制度の周知を図り、耐震化を進める必要がある。</p> <p><b>（建築物等の老朽化対策）</b></p> <p>○公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等、必要な取組を進めているが、個別施設ごとに策定した長寿命化計画等に基づき、トータルコストの平準化を図りながら計画的な維持管理・更新等を行う必要がある。</p> <p><b>（地盤等の情報共有）</b></p> <p>○強震動予測や軟弱地盤の把握に必要な地盤情報の調査研究及び関係機関が所有する地盤情報の収集、一般向けの公開を視野に入れたデータベース化する必要がある。</p> <p>○大規模盛土造成地マップや宅地液状化マップの作成をはじめとする変動予測調査の実施と調査結果の住民への情報提供など、宅地造成に伴う災害の防止に向けた取組をする必要がある。</p>
1—2 土砂災害による多数の死傷者の発生
<p><b>【評価結果】</b></p> <p><b>（警戒避難体制の整備等）</b></p> <p>○土砂災害による被害の低減に向け、基礎調査の結果を基に土砂災害警戒区域等を指定するとともに、避難の実効性を高めるための情報発信の強化を進める。</p> <p><b>（砂防設備等の整備）</b></p> <p>○土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所など土砂災害の恐れのある箇所について、近年の災害発生状況や保全対象などを勘案し、砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設等の整備を推進するとともに、個別施設ごとの長寿命化計画等に基づく老朽化対策や施設の維持管理を適切に実施する必要がある。</p> <p>○山地災害危険地区の危険度や荒廃状況等を考慮しながら、治山施設の整備と森林の維持造成を計画的に推進する。既存の治山施設については、道が策定した個別施設計画に基づき、維持管理や更新など必要な対策を実施するとともに、山地災害危険地区等の周辺森林においては、適切な造林・間伐等により根茎の発達を促し、災害に強い森林づくりを進める必要がある。</p>
<p><b>【指標（現状値）】</b></p> <p>・土砂災害ハザードマップの策定状況 策定済み（必要に応じ見直し検討）</p>

1-3 突発的又は広域的な洪水・ため池の損壊、防災インフラの機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（洪水・内水ハザードマップの作成）

- 洪水ハザードマップ等作成の基礎資料となる想定最大規模降雨に基づく洪水浸水想定区域図について、河川整備の進捗等に応じた見直しを適時に実施するほか、町の洪水ハザードマップや水害対応タイムラインを活用した防災訓練等を実施し、避難の実効性を高めるための情報発信の強化を進める。

（河川改修等の治水対策）

- 河道の掘削、築堤、放水路・ダム・遊水地の整備などの治水対策について、近年の大雨災害等を勘案した重点的な整備を進める必要がある。
- 樋門・樋管、ダム、排水機場等の河川管理施設について、それぞれの必要な治水機能を確保するため、個別施設の長寿命化計画等に基づき、施設の改良整備や老朽化対策、施設の維持管理を適切に実施する。
- 下水道浸水被害軽減のため、近年の内水による浸水被害状況等を勘案し、排水ポンプ場、雨水管渠、可搬式排水ポンプなどの計画的な整備を進める必要がある。

（ため池の防災対策）

- 大規模地震や豪雨等を起因としたため池の決壊などによる二次災害を防止するため、ため池の点検・診断結果に基づく必要な対策を推進する必要がある。
- 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき農業用ため池の所在や管理状況を適切に把握することにより、農業用水の供給機能を確保しつつ、決壊による被害防止に努める。

【指標（現状値）】（例）

- ・洪水ハザードマップの策定状況 策定済（H18、H28、R2更新 必要に応じ見直し検討）
- ・内水ハザードマップの策定状況 R8以降策定（R7内水浸水想定区域図作成）
- ・防災重点のため池のハザードマップの策定状況 策定済（必要に応じ見直し検討）

## 1—4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生

### 【評価結果】

#### （暴風雪時における道路管理体制の強化）

- 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、町民や外国人を含む観光客等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、優先的に通行を確保する路線の設定や暴風雪に関する平時からの意識啓発を行う必要がある。
- 道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心に、防雪柵や雪崩予防柵など必要な防雪施設の整備を重点的に継続するとともに、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努め、一層の効果的な整備をする必要がある。

#### （除雪体制の確保）

- 豪雪等の異常気象時においては、情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。

## 2 救助・救急活動等の迅速な実施

### 2—1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

### 【評価結果】

#### （防災訓練等による救助・救急体制の強化）

- 各種防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊のほか鉄道や通信、ガス事業者といった指定公共機関など官民の防災関係機関の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保する必要がある。

#### （救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備）

- 防災関係機関の災害対応能力の強化に向け、災害関連情報を迅速、的確に収集し、関係機関と情報を共有する様々な先端技術の導入などの情報基盤の整備を推進するとともに、災害用資機材等の更新・配備を計画的に行う必要がある。

#### （消防団活動の促進）

- 消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っているが、町内では団員数が年々減少しており、地域の防災力・水防力の維持・強化には、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。

## 2—2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生

### 【評価結果】

#### （保健所機能の充実）

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における污水対策など、災害時の防疫対策を推進する必要がある。また、平時から市町村が円滑に定期の予防接種を実施できるよう国との連絡調整や適切な情報提供に取り組む必要がある。
- 平時における感染症対策として、保健所における検査・相談体制を充実する必要がある。

#### （災害時における福祉的支援）

- 災害時における福祉避難所等での必要な人材の確保を図るため、福祉関係団体や関係法人に広く協力を要請し、福祉避難所等への人的支援の促進を図る必要がある。

## 2—3 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

### 【評価結果】

#### （物資供給等に係る連携体制の整備）

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、民間企業・団体等との間で締結している応援協定について、こうした協定に基づく防災訓練に町民の参加も加えるなど平時の活動を促進し、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。
- 災害時に被災地へ円滑な物資供給を行うため、支援物資の経費負担や調達方法を事前に確認するとともに、物資拠点施設等への物流専門家の派遣や支援物資のリスト化を図り、種類や数量を情報共有できる体制を構築するなど、国、道、町、事業者が連携した物資調達・輸送の仕組みを整備する必要がある。
- 道路損壊、信号機滅灯等により、人命救助のための人員輸送や緊急物資輸送等に支障を来すことがないように当別町地域防災計画で規定する緊急輸送道路ネットワーク計画で定める道路などのうち、優先して復旧すべき区間を関係機関で協議し、通行を確保する必要がある。

#### （非常用物資の備蓄促進）

- 広域的な物資供給・調達体制の整備を図るため、各種会議や振興局と町との防災合同研修を活用し、町に備蓄の必要性を周知するとともに、国が運用する「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用した訓練を実施するなど、町と連携した広域的な物資の供給・調達体制の整備に向けた取組を進める必要がある。
- 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、最低3日分、可能であれば1週間分の食料や飲料水、生活必需品の備蓄や非常用電源を確保することが重要であることから、自発的な備蓄等を促進するため啓発活動に取り組む必要がある。
- 町内会や自治会、自主防災組織においては、非常時に持ち出すには困難な物資について、備蓄方法を検討するなど、地域における備蓄体制を構築する必要がある。

## 2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生

### 【評価結果】

#### （避難所等の指定・整備・普及啓発）

- 災害時の速やかな避難所設置・円滑な運営に向けて、地域防災マスター等と連携を図り、避難所に必要な設備の整備を進めるとともに、避難所運営マニュアルの整備や厳冬期を想定した実践的な訓練の実施などにより、「自助」「共助」の取組が最大限発揮できるよう促すことが必要である。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るために必要な福祉避難所について、更なる確保や要配慮者が円滑な避難を可能とする体制整備に係る取組をより一層行う必要がある。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や備蓄倉庫等について、耐震改修なども含め地域の实情に応じた施設整備を計画的に促進する。
- 町内で生活環境の整った避難所が十分に確保出来ない場合に実施する広域避難について、国の検証や制度改正の動きを踏まえつつ、広域避難を実施する際の手順や留意点等を検討する。

#### （避難所等の生活環境の改善、健康への配慮）

- 避難施設における良好な生活環境を確保し災害関連死等を防止するため、避難者の健康面に配慮した食事の提供や、段ボールベッドや簡易ベッドおよびプライバシーに配慮したパーティションの設置など生活環境の改善に必要な備品等の整備を進めるとともに、十分なトイレ環境の向上を図ることが必要である。
- 感染症の感染拡大時における感染防止策にも配慮した上で連携し、避難所等の衛生管理や地域住民等の健康管理のため、消毒液の確保・散布、保健師による健康相談の実施、入浴の支援、水洗トイレが使用できなくなった場合のトイレ対策、ゴミ収集対策等、被災地域の衛生環境維持対策を促進する。

#### （積雪寒冷を想定した避難所等の対策）

- 積雪や低温など北海道の冬の厳しい自然条件下での災害を想定し、停電時でも既存の暖房施設が使用できる外部電源の確保、水道凍結時でも使用可能なトイレの備蓄や給水体制の整備、温かい食事を提供できる体制の構築などについて、民間事業者とも連携しながら避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。
- 応急仮設住宅の建設工程や仕様の検証等を行い、本町の積雪寒冷な気候や暑さ、使い勝手等を考慮した標準仕様の検討を進める。
- 厳冬期特有のリスクを想定した避難訓練や避難所運営訓練、防災教育を通じた普及啓発を促進する。

### 3 行政機能の確保

#### 3-1 町内外における行政機能の低下や、警察機能の低下による治安の悪化、社会の混乱

##### 【評価結果】

##### （災害対策本部機能等の強化）

- 被災時における職員の参集範囲、対策本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など災害対策本部に係る具体的な運用事項を業務継続計画の中で規定しているが、今後、訓練などを通じ、本部機能の実施体制の検証を行うなど、効果的なフォローアップを行う必要がある。また、地域防災計画の見直しや業務継続計画の策定などを通じ、災害対策本部体制の機能強化を図る必要がある。
- 東日本大震災の経験を踏まえ、消防団活動・安全マニュアルの策定が求められている。また、消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における町民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っているが、町内では団員数が年々減少しており、地域の防災力・水防力の維持・強化には、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。
- 防災拠点となる庁舎は耐震性能を満たしておらず、大規模災害発生時においても、災害応急対応や復旧対応など防災拠点としての業務を継続するためにも、庁舎の建て替えを早急に検討する必要がある。
- 災害時の防災拠点として災害対策本部機能の維持確保に不可欠な庁舎、消防署等、行政施設の耐震化及び非常用電源設備の整備を促進するとともに、概ね 72 時間は非常用電源が稼働できるよう十分な燃料の備蓄を促進する。また、停電時には、外国人観光客を含む被災者に対し庁舎等を開放するなど電源の提供に努める。

##### （広域応援・受援体制の整備）

- 大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、姉妹都市である宮城県大崎市、愛媛県宇和島市や歴史兄弟都市の伊達市のほか、他自治体との広域応援・受援体制の構築を図る必要がある。
- 他の自治体から円滑に応援職員を受け入れるため、あらかじめ依頼すべき業務等の明確化や非常時優先業務等の選定を行うなど、受援体制を構築するとともに、応援職員を派遣する場合に備え、職員の研修や応援活動に必要な資機材の準備を行う必要がある。
- 職員の派遣に当たり、過去に派遣されたことのある職員のリストを活用するなど地域や災害の特性等を考慮し職員を選定するとともに、防災担当以外の職員に対する研修の実施など災害対応能力の向上を図る必要がある。

##### （政府機能等のバックアップ）

- 行政情報のバックアップ機能を担う民間データセンターの立地促進や情報基盤の整備など、必要な取組を行う必要がある。

#### 4 経済活動の機能維持

##### 4-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

###### 【評価結果】

###### (リスク分散を重視した企業立地等の促進)

○近年、全国的に相次ぐ自然災害や、人手不足の深刻化などにより、企業の事業継続に関するリスクマネジメントへの意識が高まる中、サプライチェーンの多重化・分散化の動きが活発化しており、こうした潮流を踏まえ、リスク分散に適した本道の優位性を活かすとともに、企業のニーズに応じた支援の検討などオフィスや生産拠点の本道への立地を促進するための取組を強化する必要がある。

###### (企業の事業継続体制の強化)

○中小企業の業務継続計画の策定を促進するため、引き続き国の共通ガイドラインや各業種・業態に合わせた策定マニュアルについて普及啓発を図るとともに、計画策定を希望する企業に対しては、産業支援機関等とも連携しながら、その策定を支援する必要がある。

###### 【指標（現状値）】（例）

・創業件数                      81件（R7） ⇒ 86件（目標値）

##### 4-2 町外との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響

###### 【評価結果】

###### (陸路における流通拠点の機能強化)

○災害時において、陸路における円滑な物資輸送を担う流通拠点の役割が重要であることから、その機能強化や耐災害性を高める取組を進める必要がある。

#### 4-3 食料の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響

##### 【評価結果】

###### （食料生産基盤の整備）

- 平時はもとより、町外での大規模災害時においても、被災地への食料供給を安定的に行うという重要な役割を担うことが求められる。こうした事態に備え、耐震化や老朽化対策などの防災・減災対策も含め、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。
- 町の農水産業は、担い手不足などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、国全体の食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、経営安定対策や担い手の育成確保のほか、新たな技術の活用など、町の農水産業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。

###### （地産食料品の販路拡大）

- 大災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても一定の生産量を確保していくことが必要であることから、食の高付加価値化とブランド化などによる販路の開拓・拡大、農水産物や加工食品の輸出拡大の取組など、食関連産業のさらなる成長につながる取組を行う必要がある。

##### 【指標（現状値）】（例）

・ 農業産出額                      97 億円（R7）    ⇒    100 億円（目標値）

#### 4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

##### 【評価結果】

###### （森林の整備・保全）

- 造林、間伐等の森林施業や、その施業に必要な林道等の路網の整備を一体的に進め、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地災害を防止するなど、森林の持つ公益的機能の持続的な発揮を図る必要がある。
- 災害時における森林の公益的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

###### （農地・農業水利施設等の保全管理）

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域の共同活動等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

## 5 情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保

### 5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶

#### 【評価結果】

##### （関係機関の情報共有化）

- 防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道防災情報システムをＬアラートと連動させた運用により、道及び町と情報共有を図り、町民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うためには、災害通信連絡訓練等によりシステムの操作方法等の習熟を図る必要がある。
- 災害対策に必要な監視カメラ画像や雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する各種システムについて、一層の効果的な運用に向け、観測体制の充実と老朽機器の計画的な更新を行う必要がある。
- 災害時における行政機関の通信回線を確保するため、道と町を結ぶ総合行政情報ネットワークの停電時対策や計画的な更新、衛星携帯電話や衛星インターネット通信機器の整備を促進するなど、通信手段の多重化を促進するとともに、操作方法の習熟を図る必要がある。

##### （住民等への情報伝達体制の強化）

- 防災等に資する公衆無線ＬＡＮ機能の整備、北海道防災情報システムとＬアラート（災害情報共有システム）の連携強化と職員の操作能力の向上、災害情報伝達手段の多重化を図る必要がある。
- 国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用を含め、災害時の安否情報を的確に収集し提供する体制を整備する必要がある。

##### （外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策）

- 外国人への多言語支援を迅速かつ適切に行うため、災害時支援ニーズの調査や対応マニュアルの更新、民間と連携した支援体制の検討等を進めるほか、近年観光客が増加する中で、外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制を強化するため、災害時においてはＳＮＳ等を利用した情報発信をし、災害時における外国人や観光客の安全確保に向けた取組を行う必要がある。
- 災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、道路案内標識等の英語表記やピクトグラム表記を推進するとともに、観光地における案内表示等の多言語化を促進する必要がある。
- 災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援を迅速かつ適切に行うため町において避難行動要支援者の名簿を作成しており、災害時に町をはじめ町内会や自治会、自主防災組織など町民が名簿を活用して避難が進むよう体制の整備が必要である。

##### （地域防災活動、防災教育の推進）

- 「地域防災マスター制度」の効果的な活用による地域防災に関する実践活動のリーダーの養成や自主防災組織の組織率の向上、教育施設等を活用した地域コミュニティの活性化など、地域防災力の強化に向けた取組を行う必要がある。
- 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、学校における防災教育を行う必要がある。

**【指標（現状値）】（例）**

- ・ 自主防災組織の結成率 90.7% (R7) ⇒ 100% (目標値)
- ・ 災害等情報伝達手段（メール・アプリ）の登録件数  
5,250 (R7) ⇒ 5,500 (目標値)

**5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止**

**【評価結果】**

**（再生可能エネルギーの導入拡大）**

- 町に豊富に賦存する再生可能エネルギーのポテンシャルを踏まえると、町における再生可能エネルギーの導入は今後更なる拡大が期待できることから、町として設定している導入目標の実現に向け、エネルギーの地産地消など関連施策の推進を加速する。

**（電力基盤等の整備）**

- 町内における電力基盤の増強に向け、AI、IoTといった新たな技術の活用なども視野に、更なる電力基盤の強化に向けた取組を行う必要がある。

**（石油燃料供給の確保）**

- 災害時において緊急車両や避難所等への石油燃料の安定供給を確保するため、当別町石油協会や北海道LPガス災害対策協議会との間で協定や覚書を締結しており、本協定等が災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。

### 5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

#### 【評価結果】

##### （水道施設等の防災対策）

- 災害時においても給水機能を確保するため、浄水施設、配水池、水道管など水道施設の耐震化や浸水対策、基幹管路の多重化などに加え、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理などの老朽化対策を促進する必要がある。
- 積雪寒冷地の特性を踏まえて、災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保や給水訓練の実施など、応急給水体制の整備を促進するとともに関係団体と締結した覚書に基づき、復旧支援等を実施する必要がある。

##### （下水道施設等の防災対策）

- 災害時に備えた下水道のBCPについては、国の策定マニュアルの改定に伴う見直しを進めるとともに、下水道施設等の耐震化、長寿命化計画等に基づく老朽化対策を計画的に行う必要がある。
- 単独浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。

### 5-4 地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

#### 【評価結果】

##### （交通ネットワークの整備）

- 大災害時に、被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、地域間を連結する道路や緊急輸送道路、避難路等のネットワーク化を進める必要がある。

##### （道路施設の防災対策等）

- 落石や岩石崩落などの道路防災総点検の結果に基づき、要対策箇所について、順次、対策工事を実施しているところであり、今後も、引き続き計画的な整備を行う必要がある。  
また、橋梁の耐震化についても、災害時に重要となる緊急避難道路上などの橋梁について、重点的に対策工事を実施しており、引き続き計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、「当別町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、着実な整備を推進するとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。
- 農産物流通の向上など農業利用を目的に整備された農道・農道橋については、農山村地域の生活道路として一般道と同様の機能を担っていることから、農道施設等の点検・診断結果に基づく老朽化対策を適切に推進する必要がある。

##### （鉄道の機能維持・強化）

- 発災時における鉄道利用者の安全性の確保及び救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道事業者による駅舎や高架など鉄道施設の耐災害性の確保が必要である。

## 6 迅速な復旧・復興等

### 6-1 事前復興ビジョンや地域合意の欠如、災害廃棄物の処理、仮設住宅等の整備の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

#### 【評価結果】

##### （災害廃棄物の処理体制の整備）

- 災害廃棄物を迅速に処理するため、災害廃棄物の仮置場の設置、分別区分毎の適切な配置、収集・運搬体制の確保などの「災害廃棄物処理計画」の策定を促進する必要がある。

##### （仮設住宅など生活基盤等の迅速な確保）

- 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、復旧、復興のための土地の確保や住家の被害認定調査などの業務に関し、国等と連携しながら、研修等を通じ自治体職員の能力向上を図る必要がある。

### 6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの機能低下

#### 【評価結果】

##### （災害対応に不可欠な関係組織との連携）

- 町と建設協会において、災害時における応急対策業務に関する協定を締結しているが、大規模災害の発生により、行政職員等の人員が極度に不足する場合にあっても、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。

##### （行政職員の活用促進）

- 災害発生時の初動対応や、復旧・復興業務がスムーズに進められるよう、町職員の資質向上のための研修や訓練を定期的実施していく必要がある。

##### （地域コミュニティ機能の維持・活性化）

- 地域資源を活用した町民との交流等により地域コミュニティの維持・活性化を図る必要がある。
- 人口減少と高齢化に伴い生活機能の低下や交通手段の不足など問題が生じている集落については、集落機能の維持・確保に向けて、地域の実情に即した集落対策を実施する必要がある。

策定・改訂履歴

令和8年3月27日 策定

策 定 令和8年3月

当別町総務部危機対策課  
〒061-0292 北海道石狩郡当別町白樺町58番地9  
電話：0133-23-3801 FAX：0133-23-3206  
e-mail：kiki@town.tobetsu.hokkaido.jp